

# 訪問介護重要事項説明書

## 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 事業所の内容

事業所名	訪問介護センターさくらえ
所在地	江津市桜江町小田138番地1
指定事業所番号	3271800330
管理者氏名	森脇佳子
電話番号	0855-92-1441
FAX番号	0855-92-1440
通常サービス提供実施地域	江津市全域

## 3. 当事業所の職員体制

	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	業務の一元的な管理	1名 (兼務)	—	1名
サービス提供責任者	訪問介護サービス 内容の管理	2名 (兼務)	—	2名
訪問介護員等	訪問介護の提供	3名 (1名兼務)	1名	4名

- 訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも掲示を求めることができます。

## 4. サービスの提供時間帯

午前8時00分～午後5時30分（1月1日～1月3日までを除く）

## 5. サービス内容

### (1) 身体介護

#### ① 食事介助

食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。

#### ② 入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。ただし、本人が全く自力で移動ができない場合等は、訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。

③ 排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り誘導を行います。

④ 清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。

⑤ 体位変換

褥創の防止のために、一日何回か体位変換を行う際の介助を行います。

⑥ 着脱介助

衣服の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。

⑦ 整容介助

身繕いを介助します。整髪、美容、爪切り等が含まれます。

(2) 生活援助

① 買物

日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買物に行く場合は、利用者やサービス担当責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。

② 調理

利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片づけ、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は提供できません。

③ 掃除

居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは、利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。

④ 洗濯

日常的な衣服の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれ修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修です。

⑤ 衣類の入れ替え

季節の変わり目における衣類の入れ替え、寝具の交換等を行います。

6. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、各利用者の負担割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

【料金 基本料金・昼間】

所要時間				
基本報酬	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満

身体介護	1,630円	2,440円	3,870円	5670円
所要時間 基本報酬	20分以上45分未満		45分以上	
生活援助	1,790円		2,200円	

【身体介護に引き続き生活援助を行った場合】

身体介護の料金に所要時間が20分から計算して25分を増すごとに670円が加算されます。

時間	25分以上	45分以上	70分以上
料金	650円	1,300円	1,950円

※ 介護保険法改定により、単価の改定が行われる場合があります。

① 基本料金に対して、

早朝 (午前6時～午前8時) 25%

夜間 (午後6時～午後10時) 25%の割合料金が加算されます。

② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

③ サービス内容の組み合わせにより料金が異なります。

④ 2名の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

(例)・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

\* 特別地域訪問介護加算：所定単位数15%を加算

\* 介護職員処遇改善加算：所定単位数に18.2%を乗じた単位数

(2) 交通費

前記1のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、実施地域を越えた地点から1kmあたり40円で算出した額を交通費としていただきます。

(3) 利用の中止

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。 電話 92-1441

(4) サービスの利用に関する留意事項

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者のご負担になります。

② サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う小額の金銭の管理以外は、取り扱いしません。

③ 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

④ 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについ

ては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。

⑤ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

#### (5) 利用料金のお支払方法

① サービスを利用した場合、翌月の10日までに前月分の利用料の請求をいたします。

#### ② 支払方法

(イ) 当事業所指定の金融機関への口座振替

(ロ) 当事業所指定の金融機関（島根農業協同組合さくらえ支店）への口座振込み

(ハ) 現金による支払い

③ 口座振替日は翌月の20日です。現金集金は、翌月の20日までに、訪問介護員にお支払いください。

④ お支払いいただきましたら、領収書を発行しますので、大切に保管してください。

### 7. 事故発生時の対応方法

サービス提供時に利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応を協議します。

利用者の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

	氏名	連絡先 (電話番号)	住所 (所在地)
主治医 (かかりつけ医)			
ご家族 ( )			
その他 ( )			

### 8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

### 9. サービス利用方法

#### (1) サービス利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。訪問介護計画と同時に契約を結び、サービス提供を開始します。居宅サービス計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

#### (2) サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申出ください。

当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で

通知いたします。

### (3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 介護給付費でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援及び非該当（自立）と認定された場合  
※この場合、条件を変更して再度契約をすることが出来ます。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

## 10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

### 11. 個人情報の保護

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守します。

### 12. 虐待防止

事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずるよう努めます。

### 13. 身体拘束

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、緊急やむを得ない理由を記録します。

### 14. 苦情処理

事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

### 15. 第三者評価の実施状況（有 ・ 無）

実施年月日 \_\_\_\_\_

評価機関 \_\_\_\_\_

評価結果 \_\_\_\_\_

### 17. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

※苦情受付窓口	サービス提供責任者	森 脇 佳 子
受付時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分（土・日祝日を除く）
電話番号	0855-92-1441	
FAX番号	0855-92-1440	
※島根県国民健康保険団体連合会	介護保険係	松江市学園1丁目7番地14
受付時間	月曜日～金曜日	午前9時00分～午後5時00分（土・日祝日を除く）
電話番号	0852-21-2811	
FAX番号	0855-61-9051	
※浜田地区広域行政組合	介護保険課	浜田市殿町1番地
受付時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分（土・日祝日を除く）
電話番号	0855-25-1520	
FAX番号	0855-25-1506	
※島根県運営適正化委員会		松江市東津田町1741-3
受付時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時00分（土・日祝日を除く）
電話番号	0852-32-5913	
FAX番号	0852-32-5994	
※江津市地域包括支援センター		江津市江津町1525番地
受付時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分（土・日祝日を除く）
電話番号	0855-52-7488	
FAX番号	0855-52-1374	
※第三者委員		
渡 邊 信 明	島根県江津市桜江町八戸1357番地6	
	電話番号	0855-92-1423
田 野 美恵子	島根県江津市桜江町鹿賀19番地2	
	電話番号	0855-93-0423

## 16. 協力関係医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・ 應儀医院 島根県江津市桜江町市山274番地
  - ・ 済生会江津総合病院 島根県江津市江津町1016番地37
- ・協力歯科医療機関
  - ・ 桜江歯科医院 島根県江津市桜江町川戸105番地5

## 17. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。

ただし、損害の発生について、ご利用者様の故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償を減じさせていただきます。

## 18、ハラスメント対策

事業所は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員などの就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

指定訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所在地 江津市桜江町小田138番地1  
事業所名 訪問介護センターさくらえ  
(指定番号 3271800330)  
管理者名 森 脇 佳 子 印  
説明者 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定訪問介護サービスについての重要事項説明を受け同意しました。

〈利用者〉

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

〈利用者代理人（選任した場合）〉

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(続柄 )